省　令

○**総務省令第九十八号**

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

総務大臣　金子　恭之

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（検査職員の証明書） **第百七十一条**　法第百四十五条第五項の証明書は、別表第五十二号の様式によるものとする。ただし、同条第四項の規定による立入検査のうち小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、別表第五十二号の二の様式によることができる。	（検査職員の証明書） **第百七十一条**　法第百四十五条第五項の証明書は、別表第五十二号の様式によるものとする。
別表第五十二号の二（第百七十一条関係） （第１面） 第　　号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 職　　名 氏　　名 写 真 生年月日　　年　　月　　日生 年　　月　　日交付 年　　月　　日限り有効 都道府県知事（市町村長・区長）　　印 （第２面） この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。 法　令　の　条　項 ／ 該当の有無	［新設］